

報道資料

平成25年11月15日

## 公務員の給与改定に関する取扱いについての人事院総裁談話

本日の閣議において、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が決定されました。これを受けて、別紙のとおり人事院総裁談話を発表いたします。

以 上

問 合 せ 先	事務総局給与局 給与第一課長 佐々木雅之 電話 (03)3581-1194 (直通) 課長補佐(労働経済班) 奈良間貴洋 電話 (03)3581-5311 (内線2513)
------------------	---

## 人 事 院 総 裁 談 話

平成25年11月15日

人事院総裁 原 恒雄

本日の閣議において、平成25年度の国家公務員給与について、本年の本院の給与等に関する報告どおり、これを据え置くとともに、あわせて、現在実施されている国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく給与減額支給措置については、同法の規定のとおり平成26年3月末をもって終了することとされ、これにより給与法に定められた本来の給与水準が回復されることとなります。

公務において人材を確保し、国家公務員の士気を維持・向上させ、能率的な行政運営を図るためには、民間準拠による適正な給与水準を確保していくことが必要と考えます。

今後の公務員給与について、本院としては、本年の報告で言及したとおり、官民給与の実情を踏まえ、地域間の給与配分の見直し、特に50歳台後半層の水準を中心とした給与カーブの見直し、職務や勤務実績に応じたより適正な給与の実現など、俸給表構造や諸手当制度の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに向けた検討を早急に進め、必要な勧告を行っていく所存です。

公務員各位においては、国民全体の奉仕者としての使命感を持って、国民の要請に応えるべく一層職務に精励されることを望みます。